

笑顔あふれる学校づくりのための 基本方針

《藤沢市立湘南台小学校》

2016. 9. 改訂

2022. 5. 改訂

笑顔あふれる学校づくりのための基本方針(改定案)

(藤沢市立湘南台小学校いじめ防止対策基本方針)

「この方針は子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが
子どもに対する大人の責務であるとの自覚にたち
子どもの権利条約に基づき
子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものもいじめに当たります。

いじめに当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

他の児童にされたことで、当該児童が「嫌だ」「辛い」と感じたら、それはいじめになります。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。どんな理由があっても、相手を嫌な気持ちにさせたり、傷つけるようなことをしてはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶこころ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭

と連携して、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(児童会活動)

いじめは児童の中で起こっています。本校教職員は子どもたちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1)いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりに努めます。
- ・児童の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・全ての児童が認められているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、他者の役に立っていると感じ取ることのできる場や機会を提供し、自己有用感が高められるように努めます。
- ・入学時及び進級時には、学校いじめ防止対策基本方針及び「湘南台小学校いじめ対策組織」の存在と役割について、児童及び保護者に周知します。

(2)道徳教育・人権教育・体験活動の充実

いじめ防止のために、道徳をはじめ教科や特別活動の中で考え、議論することにより、子どもたちの心の豊かさを培うとともに、児童生徒が主体的に取り組む体験活動を通じて「自分を大切にするとともに、他の人を大切にすること」という人権意識や、自分の行動を律する規範意識を醸成します。

(3)情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

(4)いじめの早期発見・早期対応のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
- ① 児童対象学校生活アンケート調査
- ② 個人面談・家庭訪問等を通じた学級担任による保護者からの聴き取り調査
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備・周知を行

います。

- ① スクールカウンセラーとの面談
 - ② 学級担任・児童支援担当教諭やその他の職員との面談
 - ③ 「藤沢市子ども相談フォーム」の活用
 - ④ 学校以外の相談機関（藤沢市いじめ相談ホットライン、24時間子どもSOSダイヤル等）の紹介
- ・相談・通報のあった事案は、「湘南台小学校いじめ対策組織」が中心となり、組織として対応します。
 - ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(5)いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合はすぐにいじめをやめさせ、児童の安全を確保した上で、「湘南台小学校いじめ対策組織」に報告します。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、「湘南台小学校いじめ対策組織」が中心となり、すみやかに事実の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、「湘南台小学校いじめ対策組織」で対応方針を決定の上、いじめをやめさせます。
- ・いじめの事実確認の結果については、いじめを受けた児童生徒の保護者及びいじめを行った児童生徒の保護者に報告するとともに、教育委員会に報告します。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを行った児童に対する指導は、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた児童への支援は、スクールカウンセラー等との連携を含め、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、いじめを行った児童の学習権に十分に配慮した上で、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については、日常的に注意深く観察します。
- ・重大事態においては、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して、一般の児童の心のケアにも努めます。

3 「湘南台小学校いじめ対策組織」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「湘南台小学校いじめ対策組織」を設置します。

(1)「湘南台小学校いじめ対策組織」の構成

校長、教頭、児童支援担当教諭(教育相談コーディネーター、いじめ防止担当者)、養護教諭、スクールカウンセラー、児童指導・児童支援部員

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な専門的知見を持っている第三者(藤沢市学校問題解決支援チーム、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等)の参加を柔軟に検討します。

(2)活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実施・検証・見直し
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめに係る事実確認といじめの判断
- ・いじめに係る情報の収集・記録・共有
- ・いじめ事案への対応方針検討・決定
- ・いじめ事案の報告

(3)会議の開催

学期に1回ずつ開催し、いじめ防止の取り組みへの実施状況の確認、いじめ事案の共有、いじめの認知と方針の確認、次期の取り組み確認を行います。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には緊急開催します。

4 重大事態への対処

(1)重大事態発生の報告

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(2)重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

(3)いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめを防止するための取組みに関すること